

2020年12月16日

令和2年度（2020年度）・中東等産油・産ガス国投資等促進事業  
中東ビジネス等促進事業／環境整備／投資促進セミナー  
「サウジアラビアにおける日系金融機関向け投融資機会セミナー開催  
および付加調査」  
(業務委託先公募要領)

## 1. 事業の背景と目的

日本は、「日・サウジ・ビジョン2030」の下、官民一体となりサウジアラビアにおいて新たなビジネス機会を創出し、事業化に向けて積極的な協働を推進している。

本セミナーは、サウジアラビアや中東への投融資に関心を持つ関係機関・企業(ポテンシャル・ステークホルダーズ)を対象を絞り、サウジアラビア関係省庁・機関より、参加企業に同国の投融資環境および電力・水、社会インフラ、エネルギー等分野の個別プロジェクトに関する情報を提供し、同国への投融資機会への関心を喚起し、両国の金融ビジネス促進に寄与することを目的とする。

また、本セミナーで得られた情報の取り纏め、ならびにセミナーの内容を踏まえ、さらに日本側参加機関・企業が求めている詳細情報、同国への投融資を検討・判断する際に不足している情報等を分野・業種別に収集し、ポテンシャル・ステークホルダーズ等へ提供することとしたい。

## 2. 業務の内容・実施方法

### ① 事前準備

#### (1) 事前ヒアリング

金融機関10社程度から下記内容を聴取し、プログラム案検討時に参照する。

- ▶ 関心を有する投資商品
- ▶ 海外展開の実績
- ▶ サウジ参入における懸念、課題、将来的な可能性と想定されるシナリオ
- ▶ 重視する支援優遇制度

※可能な範囲で当センター担当者も同席・陪席する。

#### (2) 情報収集/整理

サウジアラビアの全般情報

- ▶ サウジ市場（電力・水、社会インフラ、エネルギー等）への全般的な関心の喚起を図るべく、実案件に基づいた同国の最新の投融資環境を取得し金融機関の観点からの着目点について説明する。

- また（下記②作業の選定結果として）今次登壇を予定する行政機関に関し、特に詳細な情報を付加する。

#### 同国の投資環境

- サウジの投融資環境や個別プロジェクトに関する基礎的な情報を提供。
  - 特に投資環境に影響を及ぼす以下の要因や関連性を分かりやすく解説する。
  - 民営化、規制緩和、油価、コロナ禍、増税（VAT/人頭税）、内製化/サウダイゼーション等
  - 民業機能を補完する政府系金融機関の視点で、日本から見た投融資環境を解説する。

#### ② セミナー登壇候補者選定およびプログラム作成（当センターおよびサウジアラビア投資省と協働）

- (1) 上記「① (1)」に基づきセンターと協議のうえ登壇候補先を選定し、登壇者を確保する。
- (2) 登壇者と講演テーマ・内容を確認のうえ、プログラム案を作成する。

#### ③ 集客（当センターと協働）

- 機関投資家に対し幅広く本セミナー開催の広報活動を行う。

#### ④ セミナー講演記録および報告書作成等

- (1) セミナー講演記録（概要）を作成する。
- (2) 金融機関の観点での論点整理（投資機会の可能性と課題）および講演内容を補完する付加情報・資料等（事前の情報収集/整理分を含む）の整理のうえ、報告書を作成する。
- (3) 報告書の内容をベースとして報告を行う。

### 3. 事業実施期間

契約開始日から 2021 年 3 月 31 日まで。

※報告書提出は 2021 年 2 月 26 日まで。

セミナー開催予定：2021 年 1 月下旬～2 月中旬 15:00-18:00 (JST)

報告会開催予定：2021 年 2 月下旬～3 月上旬

### 4. 応募要件

以下のいずれの要件も満たすこと。

- 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。

- ①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

<本セミナー業務のための個別要件>

- グローバルな金融知見および中東・日本の双方における金融機関/省庁とのネットワークを有し、本セミナーの趣旨・内容を明文提示可能なこと。
- 中東への日本企業による投資を喚起するにあたり、幅広い層の投資家（金融機関）を招聘出来るキャパシティを有する先。
- 本セミナーの波及効果を最大化すべく日本の金融機関や現地省庁等と広く関係性を有し、いかに広く広報活動で発揮すること。
- 参加する日本の金融機関が相応の関心を持てる、然るべき登壇者を集めることが可能な強い現地ネットワークを有すること。
- 金融機関向けのセミナーであることを前提に実業に基づき幅広い金融知見（商品、リスク、地域性）を有すること。
- 過去に中東における幅広い分野での調査実績を有すること。
- 本事業運営に必要な実業に基づいたサウジアラビアに関する幅広い知見と十分なりソース（マンパワー）を充当し、円滑に推進することが明確であること。

## 5. 成果物

報告書（日本語、およびそれらの電子媒体）

2021年2月26日（金）までに、引用先リスト等の Annex を除き、図表・統計も含めて A4 150 頁程度の報告書を提出するものとする。また、報告書提出後に、ポテンシャル・ステークホルダーズ等を対象とした報告会にて情報提供を行うこと。

## 6. 応募方法

次の項目について作成し、ご提出ください。

- (1) 業務実施提案書（形式自由。ただし、表紙は別添フォーム①とする）
  - 実施体制：業務を実施するチーム人数と代表者氏名
  - 業務計画：業務実施の具体的方法。ヒアリング先機関名・人物名等を含む実施計画
  - 実施スケジュール。
  - その他、業務実施に必要な項目。
- (2) 委託費用積算明細書（形式自由）
  - 人件費、交通費、報告書作成費、管理費等、すべての費用を見積もること。
  - 各費用について積算明細を作成すること。
  - 契約に関する条件、あるいは提案がある場合は記載すること。
- (3) 類似調査実績一覧（形式自由）
- (4) 応募企業概要（形式自由）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（別添フォーム②）

## 7. 応募書類提出

- (1) 提出期限

2020年12月24日（木）17時

※上記期限を過ぎて提出された提案書は無効とします。

- (2) 提出先

（一般財団法人）中東協力センター「2020年度・中東等産油・産ガス国投資等促進事業 サウジアラビアにおける日系金融機関向け投融资機会セミナー開催および付加調査」公募担当（三東、大橋）

〒102-0075

東京都千代田区三番町 8-1 三番町東急ビル 7階

電話 03-3237-6722

- (3) 提出手段

持参もしくは郵送

- (4) 使用言語

日本語

## 8. 委託先選定方法

以下を勘案して、総合評価方式により1社を選定します。

※応募書類受領後、必要に応じヒアリングを行うことがあります。

- ① 応募要件
- ② 提案書内容
- ③ 業務実績
- ④ 業務委託経費の経済性・費用効果

## 9. 結果の通知

- (1) 選定結果は、選定された応募企業にメール等で通知すると共に、当センターのホームページ <http://www.jccme.or.jp/>で公表します。
- (2) 選定過程および選定結果・理由に対する問合せには一切応じかねます。
- (3) 提出書類は返却しません。

## 10. お問い合わせ

本件に関する問合せは、下記までお願いします。

一般財団法人中東協力センター

「サウジアラビアにおける日系金融機関向け投融資機会セミナー開催および付加調査」

公募担当

三東 [mitsuka@jccme.or.jp](mailto:mitsuka@jccme.or.jp)

大橋 [ohashi@jccme.or.jp](mailto:ohashi@jccme.or.jp)

電話：03-3237-6722／03-3222-5022

以上

別添①

令和2年度(2020年度)・中東等産油・産ガス国投資等促進事業  
中東ビジネス等促進事業／環境整備／投資促進セミナー  
「サウジアラビアにおける日系金融機関の投融資機会に関するセミナー開催  
および付加調査」

業務委託先の公募に係る提案書

法人名称： 印

代表者名： 印

所在地：

担当者連絡先

役職名：

氏名：

電話：

FAX：

e-mail：

所在地： (連絡先が上記の所在地と異なる場合は、連絡先住所を記載)

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

2020年 月 日

住所（又は所在地）

氏名（又は社名及び代表者名）

印